

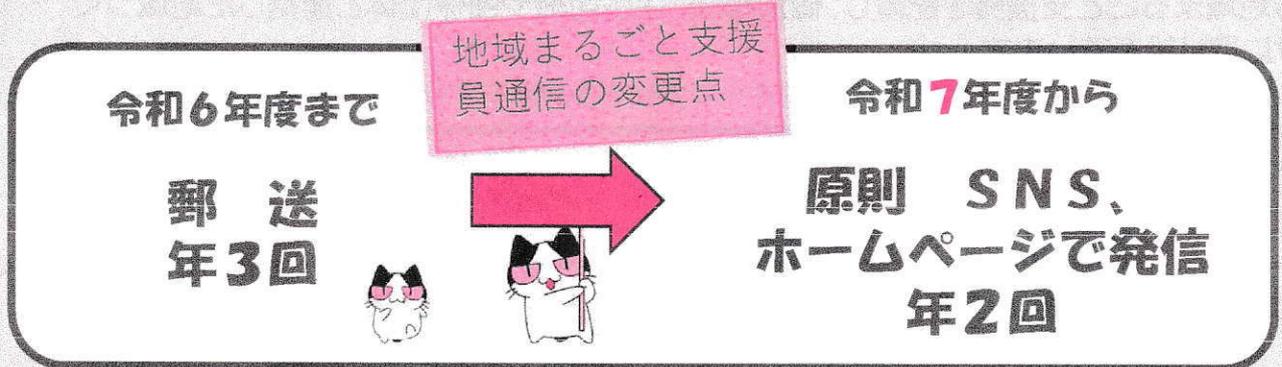
今後の地域まるごと支援員通信について

地域まるごと支援員通信のリニューアルと配布方法の変更のお知らせ

これまで「地域まるごと支援員通信」は、旭川市内で行われる地域活動やボランティア募集などを掲載し、年3回発行しておりましたが、令和7年度から、「関係機関向け」と「地域住民向け」に内容を分けて、それぞれ年1回発行することになりました。

また、これまででは、本通信を郵送しておりましたが、郵送料の高騰等による経費削減のため、令和7年度からは、SNSやホームページでのお知らせに変更いたします。

なお、インターネット環境がないなど、やむを得ない理由により、引き続き、通信の郵送を希望される方につきましては、別途、対応させていただきますので、下記までご連絡ください。※ボランティアや地域活動の案内は郵送でお知らせする場合があります。



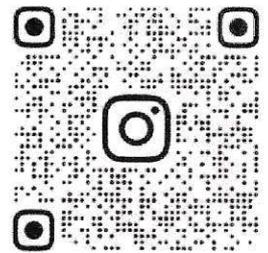
郵送を希望の方は、電話、FAX、メール、二次元コードから申込みください

seikatsu-shien@asahikawa-shakyo.or.jp

電話:0166-73-5310 / FAX0166-73-6310

氏名	連絡先
住所	

Instagram



ASAHIKAWAMACHIVOLUNTEER2024



← 郵送希望の
二次元コード

地域活動については、
Instagram・
フェイスブックで
お知らせします！



フェイスブック

発行・お問合せ

旭川市地域まるごと支援員
seikatsu-shien@asahikawa-shakyo.or.jp

🏠 5条事務所 ☎️ 23-0742

〒070-0035 📠 23-0746

旭川市5条通4丁目893-1 旭川市ときわ市民ホール1階

社会福祉法人旭川市社会福祉協議会

「地域貢献のために何かしたい！」という思いを

持つ方や団体からの相談、本通信に関する問合せがありましたら、ご連絡ください♪



🏠 すずかけ事務所 ☎️ 73-5310

〒078-8320 📠 73-6310

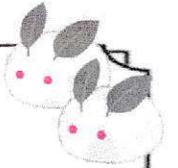
旭川市神楽岡10条5丁目1番28号

地域福祉活動拠点 すずかけ

地域まるごと支援員通信 - 第12号 -



発行:旭川市地域まるごと支援員(令和7年2月発行)



1. 地域まるごと支援員ってなに？

改めて
お伝え
します！



近年は、8050世帯、ダブルケア、ごみ処理が困難な世帯、ひきこもりなど、複合化・複雑化した課題を抱える世帯がみられるようになり、これまでの高齢・子ども・障がい・生活困窮といった分野ごとの相談支援体制だけではなく、世代や属性を問わない包括的な相談支援体制が必要になっています。こうした状況から、旭川市では令和4年度から地域まるごと支援員を配置し、個別相談、住民組織や関係団体と連携した地域づくりに取り組んでいます。

2. どのように配置されているの？

地域まるごと支援員は旭川市を4つのエリアに分割して11人体制で活動しています。

すずかけ事務所

A地域担当 2人
(豊岡、東光、東旭川・千代田)

D地域担当 3人
(神楽・西神楽、神居・江丹別)

A・D地域兼務 1人

5条事務所

B地域担当 2人
(中央、新旭川・永山南、永山)

C地域担当 2人
(未広・東鷹栖、春光・春光台)

B・C地域兼務 1人

～令和6年度から、事務所が2か所になりました～

3. どんな活動をしているの？どんな支援を行うの？

○アウトリーチを通じた支援
地域に出向き、困りごとを自ら相談することが難しい方へ必要な支援を届けます

○多機関と協働した支援
さまざまな関係機関と連携し、困りごとの解決に向けて動きます

○参加支援
地域資源を活用し、地域活動へ参加できるよう、伴走支援を行います

○地域づくり支援
住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域づくり、仕組みづくりを行います

☆まずは、ご相談ください☆